

北海道農業経営改善関係資金取扱要領

平成 14 年 10 月 31 日農経第 1601 号北海道農政部長通知
[最終改正] 令和 5 年（2023 年）5 月 31 日経営第 286 号北海道農政部長通知

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 対象資金等
- 第 3 借入れの申込等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 窓口機関等
 - 3 窓口機関から関係機関への通知
- 第 4 融資機関の役割分担
 - 1 役割分担の基本
 - 2 役割分担の変更等
- 第 5 経営改善資金計画書の審査等
 - 1 認定農業者に係る経営改善資金計画の認定
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 融資審査結果の通知
- 第 6 融資等の手続
- 第 7 融資実行後の措置
 - 1 経営状況の報告
 - 2 農業改良普及センターに対する経営状況報告書の送付
 - 3 借入者に対する助言等
- 第 8 その他

別記（第 5 の 2 関係）経営改善資金計画の審査の考え方

別紙様式 1（第 3 の 1 関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書

別紙様式 2（第 5 の 1 関係）経営改善資金計画認定通知書

別紙様式 3（第 5 の 4 関係）融資審査結果通知書

別紙様式 4（第 6 の 1 関係）借入申込書

別紙様式 5（第 6 の 1 関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

別紙様式 6（第 7 の 1 関係）経営状況報告書

第 1 目的

この要領は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金の的確な供給を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要領の対象とする資金に係る取扱いは、それぞれの資金に係る規則・要領等の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 対象資金等

1 この要領の対象とする資金（以下「対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等
<p>(1) 農業近代化資金 （北海道農業近代化資金取扱要領（昭和37年2月19日付け農経第405号北海道知事通達）に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 認定農業者向け（注1、2） イ 認定新規就農者向け（注3） ウ その他担い手（認定農業者及び認定新規就農者以外で農業を主とする者等をいう。以下同じ。）向け</p>	<p>経営改善のための一般的な長期資金（有利子）</p> <p>農業協同組合等民間金融機関が融資する資金のうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p>（2）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない</p>
<p>(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 （以下「公庫資金」という。）</p> <p>ア 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） （北海道農業経営基盤強化資金実施要領（平成14年10月31日付け農経第1646号北海道農政部長通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [認定農業者向け]</p> <p>イ 経営体育成強化資金 （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの</p> <p>等、農業協同組合等民間金融機関による融資が難しい場合に、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>（2）のアの資金については（1）又は（2）のウの資金との、（2）のイの資金については（1）又は（2）のウ若しくは（2）のエの資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない</p>
<p>ウ 農業改良資金 （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [その他担い手向け]</p>	<p>特別の場合の長期資金（無利子）</p> <p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>（1）又は（2）のア若しくはイ若しくはエの資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない</p>
<p>エ 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [認定新規就農者向け]</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>（1）又は（2）のイ若しくはウの資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない</p>

- (注1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第12条第3項の規定に基づき農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。
- (注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。(2)の公庫資金について同じ。
- (注3) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。
- (注4) 「認定就農計画」とは、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。

- 2 次に掲げる場合は、この要領の規定にかかわらず次により取り扱うものとする。
- (1) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について」（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）に定めるところによるものとする。
 - (2) 農業近代化資金のうち、北海道農業近代化資金取扱要領別表1の7の特認資金の1及び2に掲げる資金に係る手続きについては、同要領に定めるところによるものとする。
 - (3) 負債の償還負担の軽減を計画内容に含む場合の経営体育成強化資金に係る手続については、北海道農業負債整理関係資金取扱要領（平成13年11月1日付け農経第2191号北海道農政部長通知）に定めるところによるものとする。
 - (4) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借入れる場合の手続きについては、同要綱に定めるところによるものとする。
 - (5) 認定就農計画に基づく農業近代化資金又は経営体育成強化資金実施要綱第2のIの1の(2)の資金及び青年等就農資金に係る手続については、北海道認定就農者総合融資制度取扱要領（平成13年2月1日付け農経第2998号北海道農政部長通知）に定めるところによるものとする。
- 3 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第3 借入れの申込等

1 経営改善資金計画書の作成等

- (1) 対象資金の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、
- ア これまでの経営状況はどうか
 - イ 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - ウ 経営改善のための計画が実行された場合に経営の収支はどうか、融資に係る資金の返済は可能か（以下「収支計画」という。）等について、自ら真剣に検討の上、別紙様式1の(1)のア又は(2)のアの借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「経営改善資金計画書」という。）を作成し、2の窓口機関に提出するものとする。
- なお、次の(ア)から(オ)の条件を全て満たす場合及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあっては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画のうち収支計画の作成を省略することができるものとする。

- (ア) 借入希望額が個人にあつては700万円以下(青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人にあつては3,000万円以下であること。
 - (イ) 直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっていること。
 - (ウ) 今後5年間の間に対象資金の借入れを予定していないこと。
 - (エ) 負債の整理に必要な長期資金の借入れを含まないこと。
 - (オ) 借入希望者が認定新規就農者でないこと。
- (2) 認定農業者にあつては、(1)の書類と併せて農業経営改善計画の認定書及び当該認定を受けた農業経営改善計画書の写しを2の窓口機関に提出するものとする。
 - (3) 借入希望者は、農業改良資金の借入れを全く希望しない場合を除いて、(1)の書類と併せて北海道農業改良資金貸付資格認定要領(平成22年10月1日付け経営第690号農政部長通知)(以下、「資格認定要領」という。)別記第1号様式の農業改良資金貸付資格認定申請書を2の窓口機関に提出するものとする。
 - (4) 借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者である場合は、北海道家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認事項を経営改善計画書に併せて提出するものとする。
 - (5) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1年半程度かかり、借入手続の完了までにはさらに2週間程度かかることから、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に、窓口機関に経営改善資金計画書等((1)から(3)までの書類をいう。以下同じ。)を提出するよう配慮するものとする。
 - (6) 借入希望者は、(1)の経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合(経営改善資金計画書の記載不備を理由に、2の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。)は、2の窓口機関、農業改良普及センター(支所、分室を含む。以下同じ。)、市町村、農業委員会等に相談することができるものとする。
 - (7) 借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている金融機関及び関係機関に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。
なお、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)により、公庫資金の借入を申請する場合の経営改善資金計画書は、別紙様式1の(1)のイ又は(2)のイとする。

2 窓口機関等

- (1) 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次の金融機関とする。
 - ア 対象資金について十分な知識を有しその適切な対応を行える民間金融機関(農業協同組合(以下「農協」という。)、北海道信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。))、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合の北海道内に所在する本支店をいう。以下同じ。)及び公庫の受託金融機関(当該金融機関の北海道内に所在する本支店に限る。)
 - イ 公庫札幌・北見・帯広支店
- (2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (3) 窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。
また、窓口機関は、借入希望者から第3の1の(5)に基づき、対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容・処理状況等を整理しておくものとする。
- (4) 道は、毎年度窓口機関である金融機関のリストを作成し、当該リストを道農政部、総合振興局又は振興局の農業制度金融担当課及び農業改良普及センターに備え置くほか、常に最新のリストを道農政部農業経営課ホームページで公表する等、当該リストの周知

徹底及び借入希望者からの照会への適切な対応に努めるものとする。

- (5) 道は、対象資金について適切な対応が行えないと判断した金融機関を、窓口機関から除外できるものとする。

なお、道は、窓口機関から除外した金融機関については、第4により対象資金の審査及び融資を担当する金融機関から除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- (6) 道は、対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

- (7) (1)の経営改善資金計画書等の提出を受けた窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、次により該当する金融機関（いずれも、北海道内に所在する本支店に限る。）に経営改善資金計画書等を回付するものとし、以降は、回付を受けた金融機関が、この要領で定める窓口機関としての手続を行うものとする。

ア 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫札幌・北見・帯広支店又は公庫の受託金融機関（信連にあっては、同連合会の窓口業務を行っている農協を含む。）

イ 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関

なお、借入希望者が複数の特定の資金の借入れを希望する場合にあっては、希望する資金のうち一の資金を取り扱う金融機関が最初に経営改善資金計画書を受け付けた金融機関と同一の場合は、以降も当該金融機関が窓口機関としての手続を行うものとする。

また、民間金融機関について、該当するものが複数ある場合は、原則としてこのうち当該借入希望者が主たる取引を行っている金融機関に対し経営改善資金計画書等を回付し、以降は当該金融機関が窓口機関としての手続を行うものとする。

3 窓口機関から関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者から経営改善資金計画書等を受理したときは、次により、関係機関に当該経営改善資金計画書等の写しを送付するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては第8の4及び5に留意することとする。）

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引のある民間金融機関（借入希望者が農協の組合員である場合は、原則として当該農協及び当該農協を所管する信連の支所を含む）に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫札幌・北見・帯広支店（窓口機関が農協である場合は、併せて当該農協を所管する信連の支所）に対し、直ちに経営改善資金計画書等の写しを送付するものとする。

なお、窓口機関が民間金融機関である場合であって、借入希望者が民間金融機関からの借入れのみを希望するときは、公庫札幌・北見・帯広支店への送付を省略することができるものとする。

- (2) 窓口機関は、直ちに、原則として借入希望者の住所地を管轄する農業改良普及センターに経営改善資金計画書等の写し（1の(3)の農業改良資金貸付資格認定申請書については原本）を送付するものとする。

なお、2の(7)により、借入希望者が農業改良資金以外の資金の借入れを希望するときは、農業改良普及センターへの送付を省略することができるものとする。

- (3) 窓口機関は、借入希望者が北海道農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による債務保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に経営改善資金計画書等の写しを送付するものとする。

- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者である場合には、次に掲げる市町村農業金融制度総合推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1の規定に基づき市町村段階に設置されている会議をいう。以下「推進会議」という。）の構成員に経営改善資金計画書等の写しを送付するものとする。

ア 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機

関（当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任する場合は、当該委任を受けた融資機関

イ アに該当しない場合は、推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(4)のイ又はイに掲げる場合に応じ、経営改善資金計画書等の写しを関係を有する構成機関に送付するものとする。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先について、農業経営相談所（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）へ随時提供するよう努めることとする。ただし、借入希望者が公庫資金の借入を希望する場合は、窓口機関に関わらず公庫から提供するものとする。

第4 融資機関の役割分担

1 役割分担の基本

民間金融機関(第3の2の(5)のなお書きにより道が対象資金の審査及び融資を担当する金融機関から除外したものを除く。以下同じ。)及び公庫は、基本的には次により審査及び融資を担当するものとする。

(1) 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が担当する。

(2) 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は、少なくとも農地等の取得に関する部分については公庫が、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が担当する。

(3) 借入希望額が、認定農業者にあっては1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）にあっては1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える金額の部分は公庫が担当する。

(4) (1)から(3)以外の部分については、民間金融機関が担当する。

なお、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望する場合は、原則として、当該借入れを希望する資金が公庫資金である場合は公庫が、それ以外の場合は民間金融機関が、審査及び融資を担当するものとする。

2 役割分担の変更等

(1) 民間金融機関及び公庫は、1にかかわらず、借入希望者の意思を尊重しつつ、両者の協議により、審査及び融資を担当することができるものとする。

(2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、農業改良普及センター及び関係総合振興局又は振興局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

第5 経営改善資金計画書の審査等

1 経営改善資金計画の認定

(1) 推進会議による経営改善資金計画の認定を受ける必要がある場合は、次のとおりとする。

ア 認定農業者が農業近代化資金又は農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の借入

れを希望する場合

イ 集落営農組織が農業近代化資金又は経営体育成強化資金の借入れを希望する場合

ウ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人が農業近代化資金又は経営体育成強化資金の借入れを希望する場合

エ 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者が農業近代化資金又は農業経営基盤強化資金を借り入れようとする場合

ただし、認定農業者が農業改良資金のみの借入れを希望するときは経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないものとするが、融資機関（第4により審査及び融資を担当することとなった金融機関をいう。以下同じ。）の要請により推進会議の開催が特に必要と認める場合には、推進会議で経営改善資金計画の内容について協議し、融資機関に対し助言することができるものとする。

(2) 推進会議の運営及び経営改善資金計画の認定等は、推進会議に係る設置・運営要領等に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 推進会議は、借入希望者に係る経営改善資金計画書の写しの受領をもって、当該借入希望者からの認定の申請があったものとみなすものとする。

イ 推進会議の事務局（以下「事務局」という。）は、推進会議の開催前に、あらかじめ推進会議を構成する各機関に、推進会議に付議する経営改善資金計画書等の写しを送付するものとする。

ただし、第3の3により既に当該経営改善資金計画書等の写しが送付されている機関に対しては、送付の必要がないものとする。

また、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任する場合は、推進会議を構成する各機関に対して当該経営改善資金計画書等の写しを送付する必要がないものとする。

ウ 推進会議の協議事項の決定は、原則として協議等の対象となる借入申込希望案件に直接の関係を有する構成員全員の意見の一致によるものとする。

ただし、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任する場合は除く。

エ 推進会議は、付議された経営改善資金計画が次の要件を満たすときは、当該経営改善資金計画を認定するものとする。

(ア) 借入希望者が認定農業者の場合

a 農業経営改善計画に即したものであること

b 経営改善資金計画が農業経営改善計画の達成に必要なものであり、かつ、それに基づく融資の実行によって農業経営改善計画の達成が確実と見込まれること

なお、推進会議は、当該経営改善資金計画の認定に当たり、農業経営改善計画の達成の確実性、融資を受けた資金の返済の確実性等につき、意見を付すことができるものとする。

(イ) 借入希望者が集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者、農業参入法人又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員になろうとする者の場合

a 経営改善資金計画の達成が確実と見込まれること

b 融資を受けた資金の返済が確実と見込まれること

オ 事務局は、エの認定を行った場合は、窓口機関を経由して、借入希望者に対し、経営改善資金計画を認定した旨を通知するものとする。

なお、借入希望者が認定農業者の場合は別紙様式2の(1)、集落営農組織、集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者、農業参入法人又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員になろうとする者の場合は別紙様式2の(2)により通知するものとする。

また、併せて推進会議を構成する各機関に対し、当該経営改善資金計画認定通知書の写しを送付するものとする。

ただし、推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任する場合、融資機関は借入希望者に対し経営改善資金計画を認定した旨の通知と第5の4の(1)の融資可能である旨の通知を併せて行うものとする。

カ エにより経営改善資金計画の認定を受けた者は、目標年までの間に経営の根幹に関わる変更等があった場合には、第7の1の経営状況報告書を提出する金融機関を窓口として、推進会議に変更後の経営改善資金計画の認定を求めるものとする。

なお、変更認定に係る手続は、ア～オに準ずるものとする。

キ その他、この要領に係る推進会議の運営について必要な事項は、市町村が道及びその他の関係機関・団体等と協議した上で別に定めるものとする。

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善資金計画書により、別記の経営改善資金計画の審査の考え方を参考として、

ア 借入希望者の経営能力等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

イ 経営改善のための計画が実行されることにより、どの程度経営収支が改善又は向上するか、また、融資に係る資金の返済は可能か

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）

に加入するなどの対応策は検討されているか

を責任をもって審査し、融資の可否について判断を行うものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

(3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成の可能性及び融資に係る資金の返済の可能性に疑問がある場合で、必要と認める場合は、借入希望者に対し、1年間農業改良普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度当該経営改善資金計画書の審査及び融資の可否についての判断を行うものとする。

(4) 借入希望者が基金協会による債務保証を希望しており、融資機関（第4により民間金融機関が担当することとなった場合は当該民間金融機関、公庫が担当することとなった場合（転貸方式による公庫資金の貸付けに限る。）は、当該転貸に係る農協、信連又は民間金融機関。）としても当該保証が必要であると判断する場合は、当該融資機関は、基金協会と連携し、並行して融資に係る審査を進めるものとする。

(5) 融資機関は、借入申込希望のあった案件が農業近代化資金に係るものであるときは、知事による利子補給の承認を受けるための準備と同資金の融資に係る審査とを並行して進めるものとし、借入申込希望のあった案件が農業改良資金に係るものであるときは、資格認定要領に定める貸付資格の認定に関する道の手続の準備と同資金の融資に係る審査とを並行して進めるものとする。

(6) 融資機関は、融資審査を進める中で、当該融資機関としては融資できない可能性が高いと判断したときは、窓口機関が経営改善資金計画書等を受理した日から3週間以内に、他の金融機関（融資機関が公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）と協議し、審査及び融資の担当を変更することができるものとする。

(7) 公庫及び民間金融機関は、必要に応じ融資審査の結果を相互に通知し、最終調整を行うものとする。

3 債権保全措置

(1) 融資機関による債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者との協議により、物的担保又は基金協会による債務保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平

成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 融資機関が農業近代化資金、農業改良資金を融資しようとする場合の基金協会による債務保証については、それぞれの資金について当該借入希望者に係る通算保証残高が次の額に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証を徴求することなく行うものとする。

ア 認定農業者

個人 1,800 万円 (法人 3,600 万円)

イ 認定農業者以外の者

個人 1,500 万円 (法人 3,000 万円 (任意団体も同じ。))

- (4) 融資機関は、以上の債権保全措置では融資額全額の債権の保全ができない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行うことを基本とする。

また、融資機関は、以上の債権保全措置では融資額全額の債権の保全ができない場合であっても、かつ借入希望者の経営能力等からみて融資を行うことが困難であると判断した場合で、必要と認めるときは、当該借入希望者に対し、1年間農業改良普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度当該経営改善資金計画書の審査及び融資の可否についての判断を行うものとする。

4 融資審査結果の通知

- (1) 融資機関は、原則として窓口機関が経営改善資金計画書等を受理した日から1月半を経過する日の3日前までに、借入希望者に対する融資の可否に係る通知を窓口機関に送付するものとする。

なお、上記の期日までに送付できない場合は、窓口機関にその旨を、その理由とともに連絡するものとする。

また、融資を行う場合は別紙様式3の(1)の1、融資を行わない場合は別紙様式3の(1)の2により通知するものとする。

ただし、推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任し、融資機関が借入希望者に対し第5の1の経営改善資金計画を認定した旨の通知と融資可能である旨の通知を併せて行おうとする場合で、借入希望者が認定農業者の場合は別紙様式3の(2)の1、集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員になろうとする者の場合は別紙様式3の(2)の2により通知するものとする。

- (2) 融資機関は、借入希望者に対する融資の可否に係る通知を窓口機関に送付したときは、併せて次の関係機関に当該通知の写しを送付するものとする。

ア 農業改良普及センター (第3の3の(2)のなお書きにより、経営改善資金計画書等の送付を省略した場合を除く。)

イ 基金協会 (同協会による債務保証を希望する場合に限る。)

ウ 推進会議各構成機関 (借入希望者の経営改善資金計画が推進会議の認定を受けている場合及び融資機関が第5の1の(1)のただし書きにより推進会議の意見を求めた場合に限る。ただし、推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任する場合は、事務局のみに送付するものとする。)

- (3) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として1月半以内に、(1)により融資機関から送付のあった融資の可否に係る通知により借入希望者に融資の可否を通知するものとし、期日までに通知できない場合は、借入希望者にその旨を、その理由とともに通知するものとする。

- (4) 借入希望者は、(3)の期日までに窓口機関から融資の可否の通知等がない場合は、窓口

機関に手続の進捗状況等を問い合わせることができるものとする。

第6 融資等の手続

1 融資機関は、融資を行う場合、窓口機関を通じ借入希望者に対し融資審査結果を通知するとともに、当該借入希望者に対し、速やかに、別紙様式4の借入申込書を提出するよう求めるとともに、借入れを行う資金について基金協会による債務保証を希望する場合は、基金協会（協会の事務取扱を受託している農協を含む。）に対し、別紙様式5の借入申込書兼債務保証委託申込書を提出するよう求めるものとする。

なお、第3の2の(7)により、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望した場合であって、当該借入希望者に対する融資を速やかに行うため融資機関が必要と認めるときは、融資機関は、第5の4の(1)により融資審査結果を窓口機関に送付する前に、当該借入希望者に対し、あらかじめ借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書を提出するよう求めて差し支えないものとする。

2 融資機関及び基金協会は、1による借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を受けた日（1のなお書きにより、融資審査結果を送付する前に借入希望者から借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を受けた場合は、第5の4の(3)により窓口機関が融資審査結果を通知した日）から2週間以内に、当該融資又は債務保証の引受けに係る手続を完了させ、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるようにするものとする。

第7 融資実行後の措置

1 経営状況の報告

この要領に基づき融資を受けた者は、経営改善資金計画の計画期間中において経営改善の目標が達成されるまで、毎年、別紙様式6の経営状況報告書等により、経営状況を融資機関（借り入れた資金が公庫の融通する資金である場合は、公庫（委託貸付又は転貸により貸付けている場合は当該委託・転貸金融機関（信連にあつては、同連合会の窓口業務を行っている農協。））以下本項において同じ。）に報告するものとする。

2 農業改良普及センターに対する経営状況報告書等の送付

この要領に基づき融資を行った金融機関は、農業改良普及センターから求められた場合は、1により対象資金の融資を受けた者から提出のあつた経営状況報告書等の写しを、速やかに当該農業改良普及センターに送付するものとする。

3 借入者に対する助言等

1による経営状況報告書等の提出を受けた金融機関は、当該経営状況報告書等を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

第8 その他

1 関係機関は、農業者に対してこの制度の周知徹底に努めるとともに、この制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するものとする。

2 各農業改良普及センターは、この要領に基づく借入申込等が円滑に行われ、また、融資を受けた後においても、経営改善が確実に達成されるよう、農業者に対する適切な指導を行うものとする。

3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

4 窓口機関、農業改良普及センターその他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善資金計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第3の3及び第5の1の(2)の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(別紙1の(1)又は(2)により同意を求めることとする。)の確認欄に記名を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金について、本要領の適用前に北海道経営体育成総合融資制度取扱要領（平成6年12月9日付け農経第1901号北海道農政部長通知）第5の4及び北海道認定農業者育成確保資金取扱要領（平成13年5月1日付け農経第827号北海道農政部長通知）第3の4により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、この要領により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなすものとする。

附 則（令和2年（2020年）5月28日経営第375号）

- 1 この通知は、令和2年（2020年）5月28日から施行し、令和2年（2020年）4月30日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和2年（2020年）10月30日経営第1115号）

この通知は、令和2年（2020年）10月30日から施行し、令和2年（2020年）9月30日から適用する。

附 則（令和3年（2021年）5月7日経営第197号）

この通知は、令和3年（2021年）5月7日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則（令和4年（2022年）6月1日経営第375号）

- 1 この通知は、令和4年（2022年）6月1日から施行し、令和4年（2022年）6月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和5年（2023年）5月31日経営第286号）

- 1 この通知は、令和5年（2023年）5月31日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

経営改善資金計画の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか （家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ農業改良普及センター・市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 経営収支はどうなるか。 融資に係る資金の返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収支見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、農業改良普及センター等の指導を受けて、1年後に再度判断することができるものとする。